

インサイダー取引に対する 当局の取組み

平成25年2月7日

証券取引等監視委員会

特別調査課長 其田 修一

構成

- I. インサイダー取引規制の概要と
証券取引等監視委員会
- II. インサイダー取引の事後監視の状況
- III. 未然防止の重要性と関係者の取組み
- IV. インサイダー取引に係る具体的事例

I . インサイダー取引規制の概要と 証券取引等監視委員会

インサイダー規制20年の歩み

- 昭和62年 9月 タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引
- 63年 2月 大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」**
- 平成 元年 4月 証券取引法改正(インサイダー規制 施行)**
- 2年 6月 日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発
⇒ インサイダー規制違反の初めての事例
- 3年 4月 マクロス株式に関する規制違反
⇒ 大蔵省による初の告発事例
- 4年 7月 証券取引等監視委員会が発足
- 6年10月 日本商事株式に関する規制違反
⇒ 証券取引等監視委員会による初の告発事例
- 17年 4月 証券取引法改正
(インサイダー規制違反に対する課徴金の導入 施行)

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（抄）

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

内部者取引の規制が必要とされる所以である。

… 当審議会としては、内部者取引の未然防止を図るとともに、これを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論に達した。

インサイダー取引規制(金融商品取引法166条・167条)

- ①誰が： 発行会社や公開買付け等の関係者が
- ・ 発行会社や公開買付け者の役職員
 - ・ 発行会社や公開買付け者との契約締結者等
 - ・ これらの者から、直接情報の伝達を受けた者 …
- } **会社関係者**
(公開買付け者等関係者)
- 情報受領者**
- ②どんな場合に： (職務等に関し) 重要事実を知って
- ・ 決定事実
 - ・ 発生事実
 - ・ 決算情報
 - ・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの (バスケット条項)
- ③いつ： 公表前に
- ・ T D n e t (取引所適時開示情報閲覧サービス) を通じた適時開示
 - ・ 新聞等報道機関2社以上+12時間ルール
 - ・ 法定開示書類の公衆縦覧
- ④何を： 株式等を売買してはならない
- ・ 利得の有無は関係なし

会社関係者・情報受領者

○会社関係者

上場会社等の役職員

帳簿閲覧権を有する株主

法令に基づく権限を有する者(ex. 監督官庁の職員)

契約締結者(業務委託契約等)、締結交渉中の者 等

元会社関係者(該当しなくなってから1年以内の者)

○情報受領者

会社関係者から重要事実の伝達を受けた者(ex. 家族、同僚)

→情報受領者から情報を得た者(2次受領者は対象外だが共犯になることも)

重要事実（法166②、法167②）

（決定事実、発生事実、決算情報、バスケット条項）

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
新株等発行、合併、業務提携、新製品・新技術の企業化、
災害による損害・業務遂行の過程で生じた損害、
主要株主の異動、業績予想修正、
その他投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実（バスケット条項） 等
- バスケット条項の解釈には「プリンシプル」「常識」が重要。
- 重要事実の発生時期に注意
会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常

バスケット条項による事例

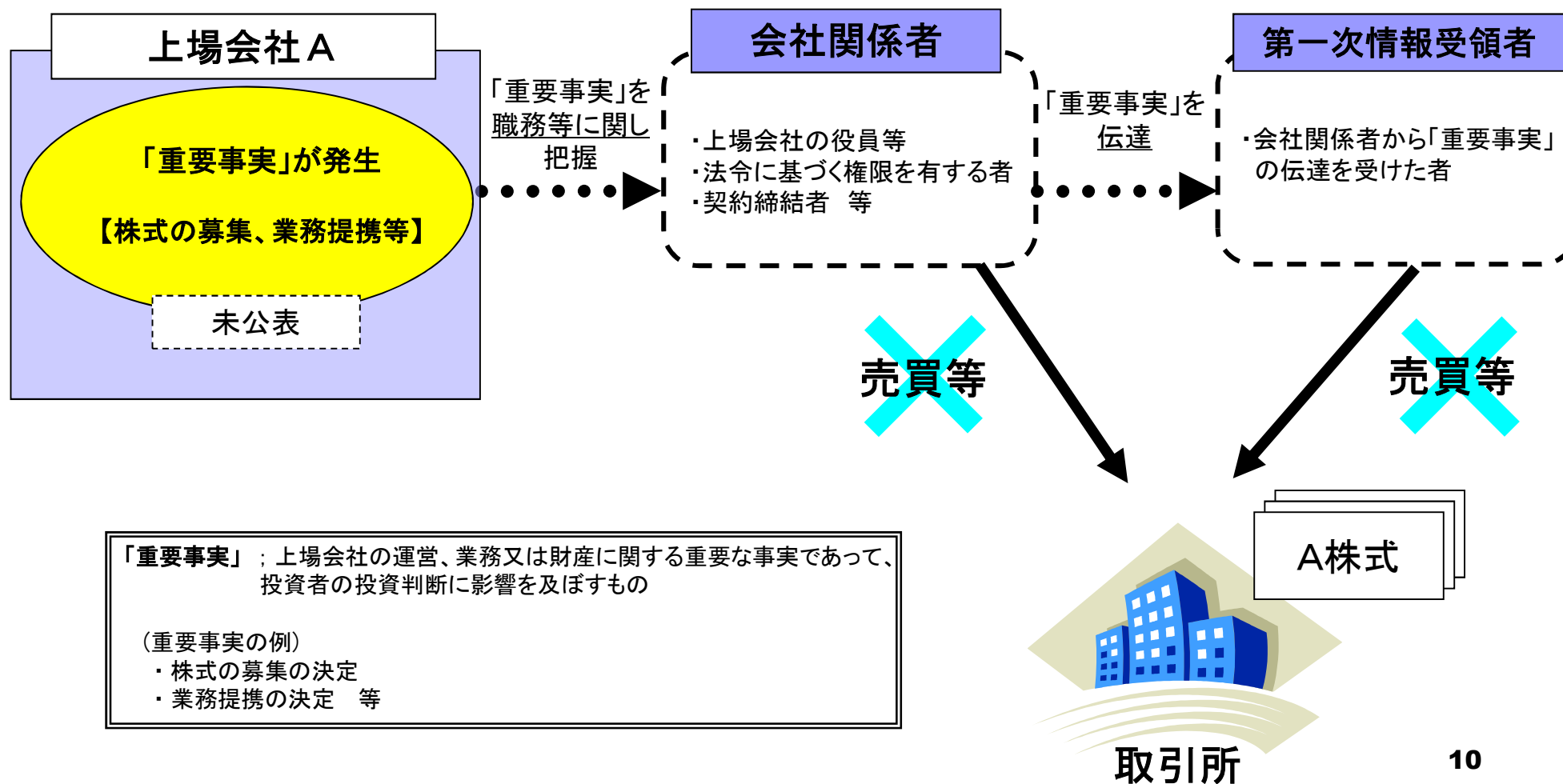
■ 金商法166条2項4号

当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- ～ 新薬の副作用による死亡例の発生
- ～ 過年度決算に過誤があった事実の発覚、複数年度にわたる不適切な会計処理の判明
- ～ 払込金の払込みがされず新株の失権が確実に became a fact

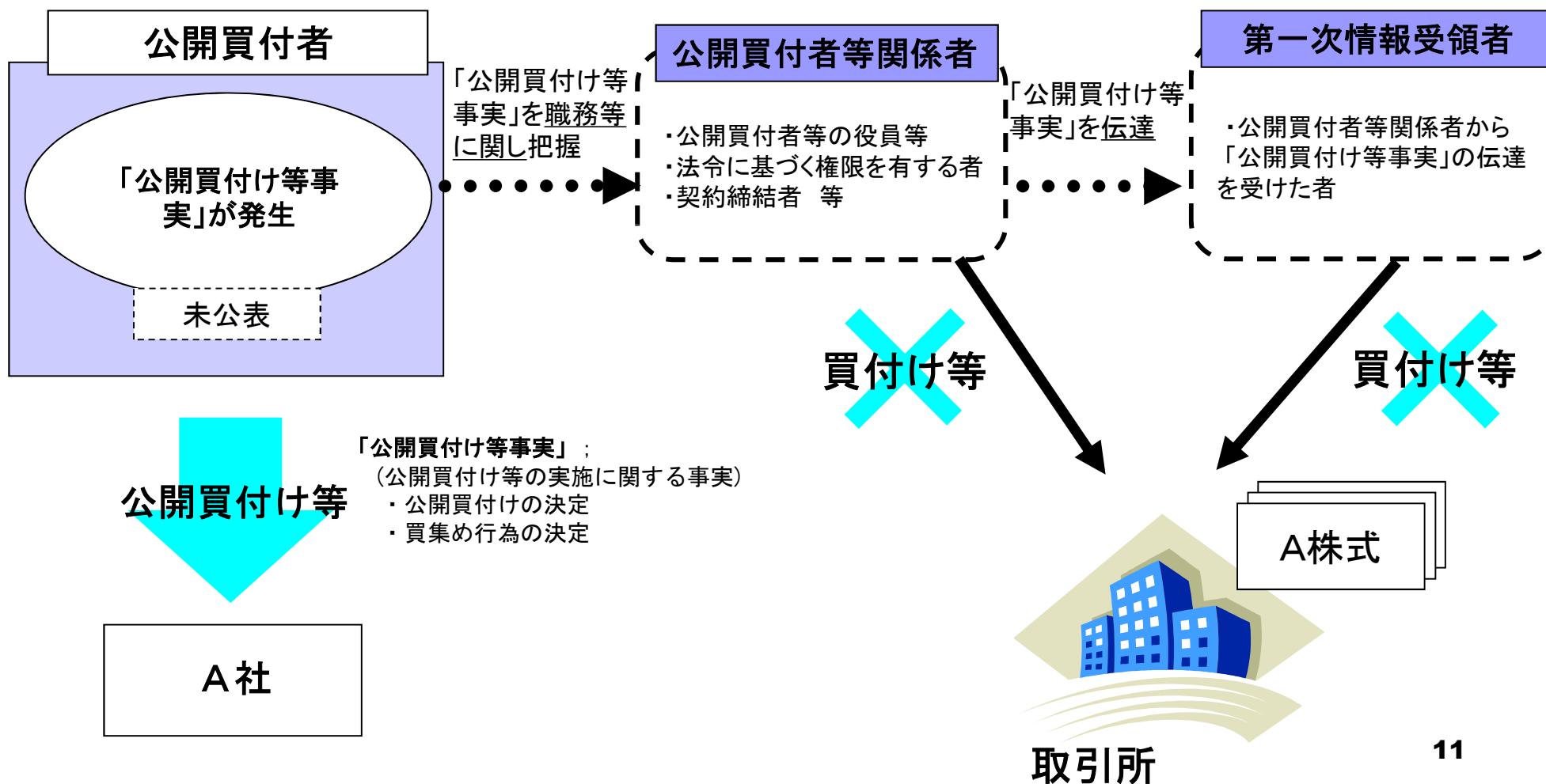
会社関係者のインサイダー取引規制(166条)

「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「重要事実」を知りながら、その公表前に、当該会社の株式の売買等を行ってはならない。



公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(167条)

「公開買付者等関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「公開買付け等事実」を知りながら、その公表前に、当該会社の株式の買付け等を行ってはならない。



証券取引等監視委員会とは

- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。
1992(H4)年発足。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事：
 - ①証券検査
 - ②証券市場の市場監視
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
- 事務局(含財務局)の職員数は714人(H24年度末定員)。
※ 202人(1992年度)→250人(2000年度)→714人

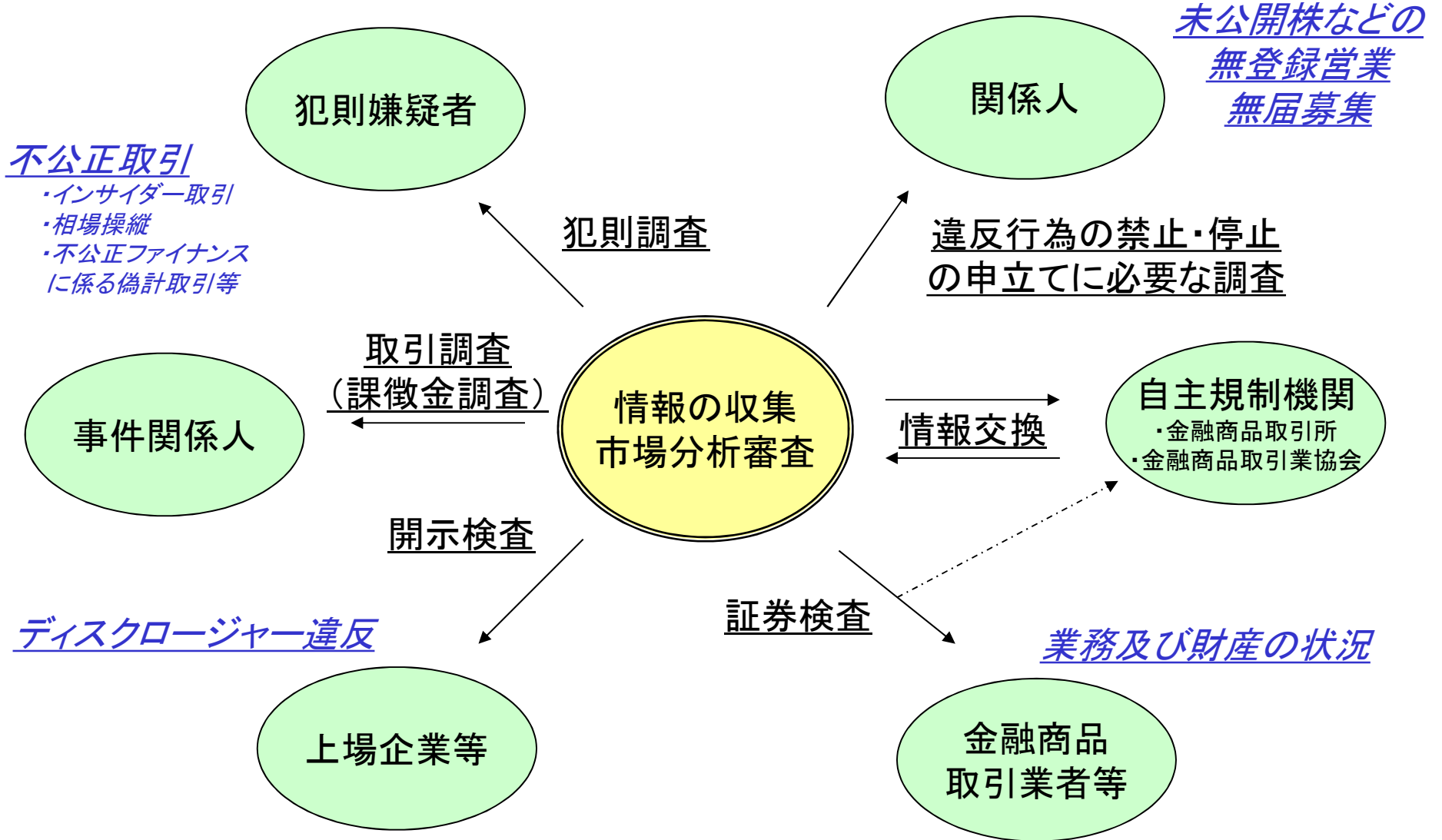
証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

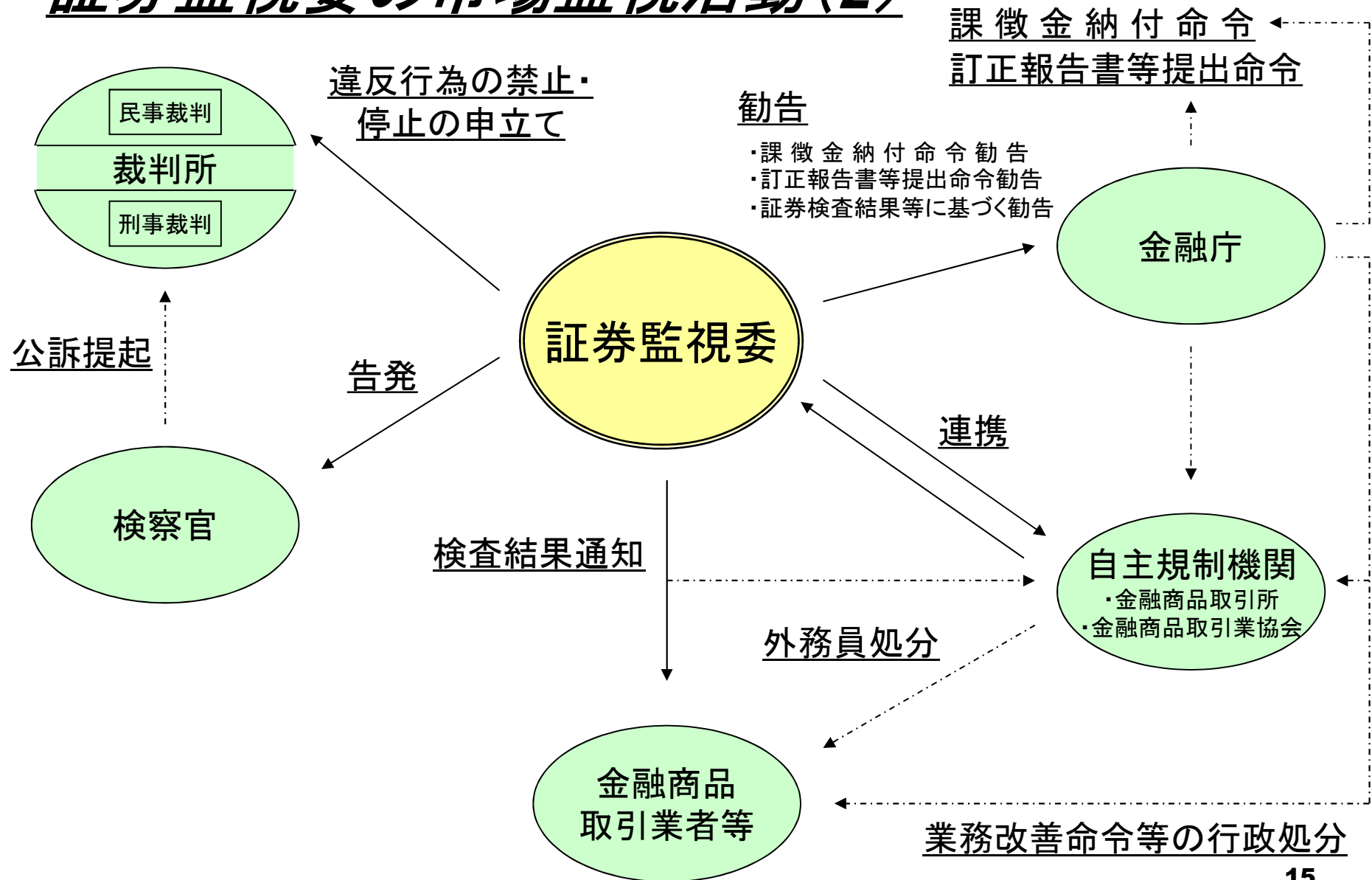
H23年1月28日

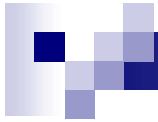
1. 証券監視委の使命 … 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
 - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
 - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
 - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
 - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
 - (4) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (5) 自主規制機関などとの連携

証券監視委の市場監視活動(1)



証券監視委の市場監視活動(2)



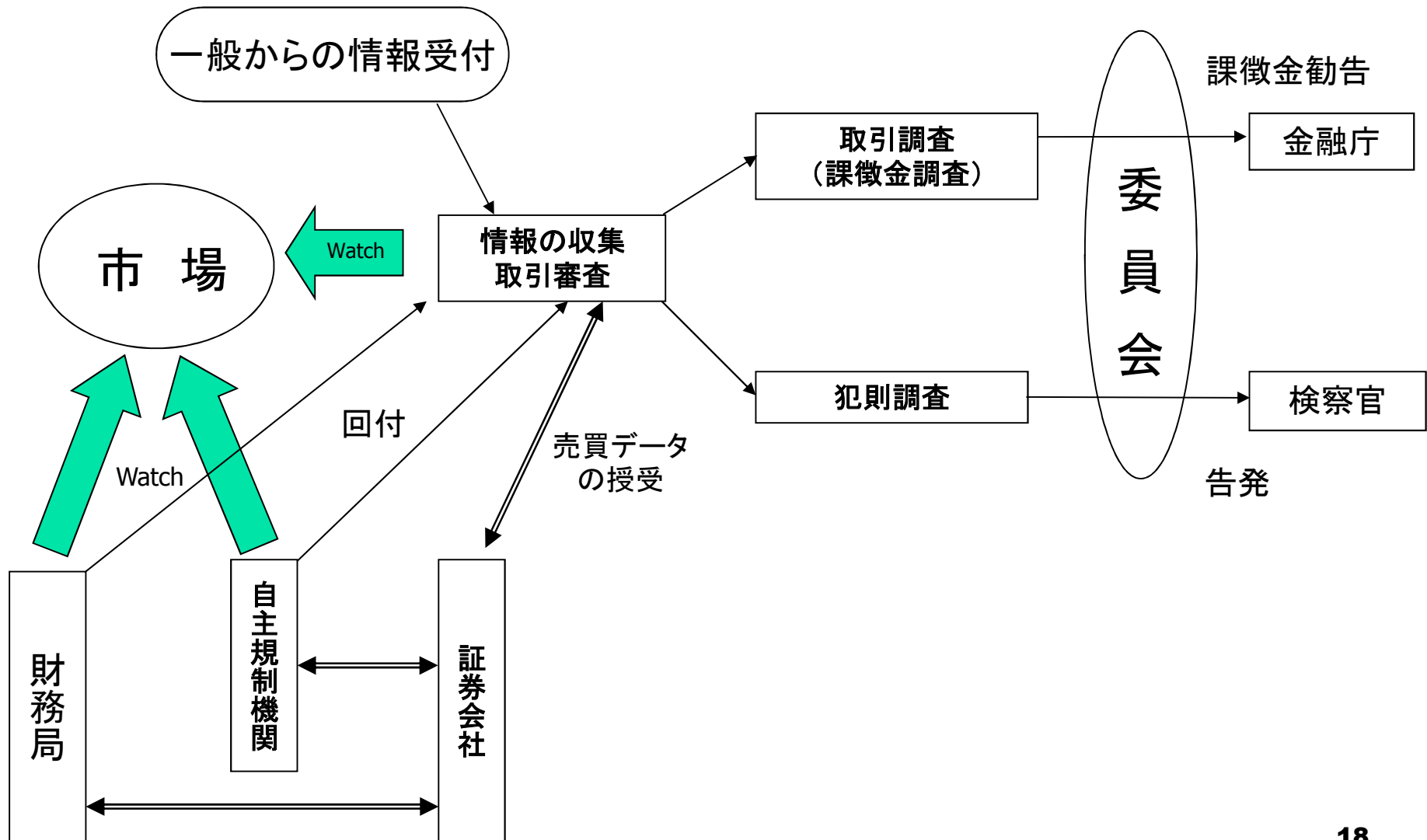


Ⅱ．インサイダー取引の監視の状況

(ポイント)

- インサイダー取引監視の業務フロー
 - 証券監視委(含財務局)、証券取引所、証券会社等の連携によるきめ細かい監視
- 取引審査の実施状況
- インサイダー取引に係る課徴金勧告・告発状況
- 最近のインサイダー事案の傾向
- インサイダー取引違反への制裁等

インサイダー取引監視の業務フロー



取引審査の実施状況(平成24年10月末現在)

(件)

	H20	H21	H22	H23	H24
価格形成	132 (49)	94	54	73	48
内部者取引	889 (224)	649	613	819	515
その他	10 (3)	6	24	21	10
合計	1,031 (276)	749	691	913	573
(証券監視委)	493 (132)	319	224	396	236
(財務局等)	538 (144)	430	467	517	337

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 24年度は10月末現在

インサイダー取引に係る課徴金勧告・告発状況

(件)

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
インサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告	4	11	16	17	38	20	15 (1)	19 (6)	140 (7)

(件)

区分 \ 年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
インサイダー取引に係る告発	0	0	2	0	1	2	5	0	3
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	1	6	5	7	4	8	4	6	7
	H22	H23	H24	合計					
	4	6	2	73					

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は1月31日まで。

(注2)()内は、大型公募増資事案に係る件数。

(課徴金勧告件数及び課徴金額)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
	件数	課徴金額	内部者取引		相場操縦		件数	課徴金額
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
H24	34	312,709,994	18	32,520,000	9	22,560,000	7	257,629,994
合計	232	6,395,479,980	139	300,290,000	24	62,920,000	69	6,032,269,980

- (注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、平成24年度は11月30日まで。
 2. 平成24年11月30日までに勧告が行われた事案を集計している。
 3. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

最近のインサイダー事案の傾向

- ▶ 平成17年の課徴金制度導入後についてみると、公開買付け、新株等発行(ファイナンス)、業務提携・解消、決算情報が多い
- ▶ 違反行為に係る重要事実は多様化の傾向にある。
- ▶ 平成23年度においては、制度導入以来、一度も勧告を行っていなかった重要事実(剰余金の配当・損害の発生)について勧告を行った事案が見受けられた。
- ▶ また、前年度に引き続きバスケット条項が適用された事案が見受けられた。

①重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	4	26
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	2
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	0	21
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	0	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	2	2	18
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	0	8
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	2	0	6
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	3	31
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)
合計	6	11	16	18	38	21	19	10	139
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	10	131

(注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、平成24年度は6月15日まで。

2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。

(以上、(表2)(表3)(表4)において同じ)

3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

(備考)課徴金事例集(24年7月)証券監視委公表より

② - 1 違反行為者の属性(166条違反)

年 度		21	22	23	24	計
1 6 6 条 違 反 に 係 る 行 為 者	会社関係者	13	8	2 (1)	3	26 (1)
	発行会社役員	4	1	0	0	5
	取締役	3	1	0	0	4
	監査役	1	0	0	0	1
	発行会社社員	7	2	1 (1)	2	12 (1)
	執行役員	0	1	0	0	1
	部長等役席者	3	1	0	2	6
	その他社員	4	0	1 (1)	0	5 (1)
	契約締結者	2	5	1	1	9
	第三者割当	0	5	0	0	5
	第一次情報受領者	12	10 (2)	6	6	34 (2)
	取引先	2	4	1	4	11
	親族	6	1	0	1	8
	友人・同僚	0	4 (2)	2	0	6 (2)
その他	4	1	3	1	9	

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2) ()は、士業の資格を有する者の件数。

(備考)H24.7.31金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」(第1回)資料

② - 2 違反行為者の属性(167条違反)

年 度		21	22	23	24	計
1 6 7 条 違 反 に 係 る 行 為 者	公開買付者等関係者	4	0	1	0	5
	買付者役員	0	0	0	0	0
	取締役	0	0	0	0	0
	監査役	0	0	0	0	0
	買付者社員	1	0	0	0	1
	執行役員	0	0	0	0	0
	部長等役席者	1	0	0	0	1
	その他社員	0	0	0	0	0
	契約締結者	3	0	1	0	4
	証券会社	1	0	0	0	1
	公開買付対象者	2	0	1	0	3
	役員	1	0	0	0	1
	社員	1	0	1	0	2
	第一次情報受領者	9 (3)	2 (1)	6	3	20 (4)
	取引先	0	0	3	0	3
	親族	1	0	1	0	2
友人・同僚	8 (3)	1	2	2	13 (3)	
その他	0	※ 1 (1)	0	1	2 (1)	

※公開買付者等関係者から、買付対象者と監査契約を締結している監査法人の公認会計士が職務上伝達を受けた公開買付け事実を、同法人に所属する別の公認会計士がその職務に関し知り、インサイダー取引を行ったもの。

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)()は、士業の資格を有する者の件数。

(備考)H24.7.31金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」(第1回)資料

③ - 1 情報伝達者の属性(166条違反)

年 度	21	22	23	24	計
会社関係者（166条違反）	12	10（2）	6	6	34（2）
発行会社役員	4	2	2	0	8
取締役	4	2	2	0	8
監査役	0	0	0	0	0
発行会社社員	5	1	0	1	7
執行役員	1	0	0	0	1
部長等役席者	2	1	0	1	4
その他社員	2	0	0	0	2
契約締結者	3	7（2）	4	5	19（2）
証券会社	0	0	1	5	6
業務受託者	2	5（2）	2	0	9（2）
業務提携者	0	2	1	0	3

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)（ ）は、士業の資格を有する者の件数。

(備考)H24.7.31金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」(第1回)資料

③ - 2 情報伝達者の属性(167条違反)

年 度	21	22	23	24	計
公開買付者等関係者 (167条違反)	9	2	6 (1)	3	20 (1)
買付者役員	0	1	0	1	2
取締役	0	1	0	1	2
監査役	0	0	0	0	0
買付者社員	2	0	2	0	4
執行役員	0	0	0	0	0
部長等役席者	0	0	2	0	2
その他社員	2	0	0	0	2
契約締結者	7	1	4 (1)	2	14 (1)
証券会社	2	0	0	0	2
銀行	1	0	0	0	1
公開買付対象者	3	1	3	2	9
役員	0	1	1	0	2
社員	3	0	2	2	7

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)()は、土業の資格を有する者の件数。

(備考)H24.7.31金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」(第1回)資料

インサイダー取引違反への制裁等

■ 違反者には、

□ 刑事罰

- 5年以下の懲役、500万円以下の罰金（法197条の二十三）
- 法人両罰・重課規定＝5億円以下の罰金刑（法207条①二）
- 没収・追徴（犯罪行為により得た財産）（法198条の2①一、②）

□ 課徴金（行政上の措置）

- 自己の計算でインサイダー取引を行った者は、「経済的利得相当額」の課徴金の納付が命じられる（法175条）。
- 「経済的利得相当額」の算定は実際の利得額ではなく法定の計算方法による。
* 重要事実公表後2週間の最高(安)値の株価×買(売)付株数－買(売)付価格
- 制度の運用に慎重を期する観点から、納付命令の事前手続きとして、審判手続きを経ることとされている。
- 課徴金は刑事罰と併科することができ、その場合は刑事罰（没収・追徴）の調整規定あり。

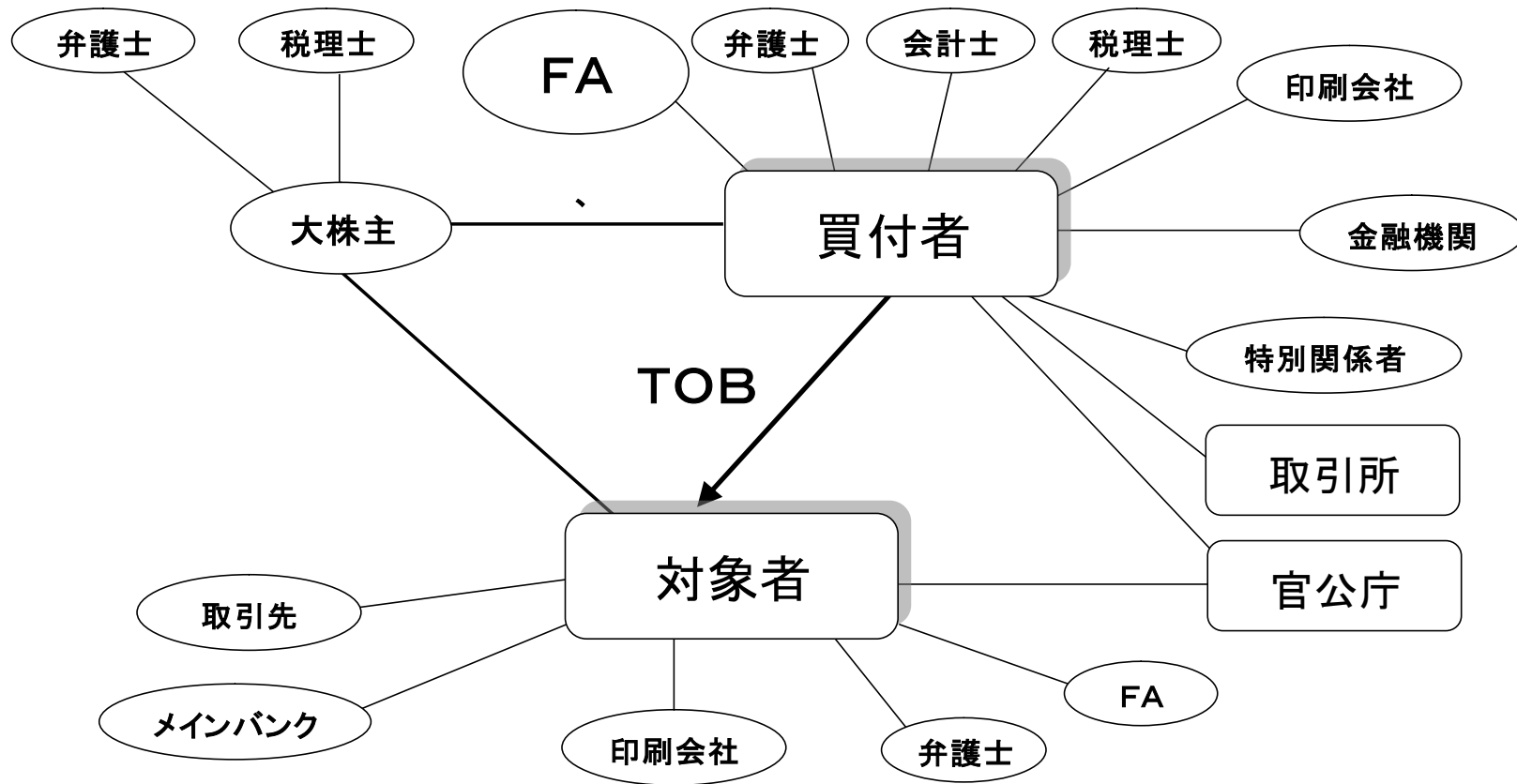
(参考1) TOBとは？

- Take Over Bid(※)の略称
- 上場会社の株券等について、取引所外で一定の買付を行う場合に、買付者に買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ提示することを義務付け、株主に公平に売却の機会を与える制度
- 国内外の市場競争力強化を目的として、経営戦略の一環として定着、増加傾向
- 監視委員会はTOBに関する主要情報の広がり注目
 - ①TOB取引の事実
 - ②対象者名
 - ③買付者名
 - ④TOB実施時期

※公開買付制度とも呼ばれ、米国では、Tender offer と表記されることもある。

(参考2)TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】





Ⅲ. 未然防止の重要性と 関係者の取組み

(ポイント)

- 未然防止の重要性(関係者による未然防止体制の整備は、インサイダー規制導入時の前提)
- 証券取引所の取組み
(例 ー セミナー開催、内部者取引管理アンケート調査等)
- 証券監視委の取組み(広報、課徴金事例集の公表、TOB関連のインサイダー取引の未然防止策を取りまとめ・公表等、市場規律の強化に向けた働きかけ)
- 市場関係者の取組み(例 ー J-IRISS(日証協))
- 発行企業の取組み
- 未然抑止のための対応策

未然防止の重要性

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（未然防止関係・要旨）

内部者取引の規制については、まず、その未然防止に万全を期すという考え方をとる必要がある。このため、重要な情報の発生源である発行会社、有価証券の取引が行われる証券取引所及び有価証券の取引を仲介する証券会社等が適切な未然防止体制を整備するほか、行政当局としても未然防止体制の整備を適切に指導するとともに、的確な対応を行うことが必要である（それに加えて、適切な刑事罰則を整備・運用）。

- ・ 発行会社
 - 重要な情報の管理の徹底、一般投資家へ適時適切に開示するよう特段の努力
- ・ 証券取引所
 - 上場会社に対する適時開示の指導強化、適切な開示前の売買取引の停止措置の運用
- ・ 証券会社、金融機関等
 - 法人関係情報の管理体制、情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）の整備
- ・ 行政当局
 - 証券会社等への監督強化、監視体制の強化、取引所・証券会社との連携
- ・ 未然防止制度
 - 役員等の自社株短期売買報告制度の充実・強化

証券監視委の取組み

■ 広報活動の強化

- 年次報告・課徴金事例集の充実
- 各種寄稿・講演
- メールマガジン配信
- 「告発の現場から」

■ 市場関係者とのコミュニケーション

- 証券取引所、日証協、証券会社
- 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会 等

(参考)課徴金事例集の公表

- 証券監視委は、課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起こさないよう参考となる内容を加えたものを課徴金事例集として取りまとめ、公表している。
- 本事例集が活用されることにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進が図られ、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に資するものと期待。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#jirei>

各種寄稿・講演等

証券監視委ウェブサイト：<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

(参考)発行企業の取組み

- ① 自社の役職員による自社株のインサイダー取引
 - 社内での研修・周知
 - 内部者取引管理体制の整備、J-IRISSへの役員情報の登録
 - 情報管理の徹底
 - 重要事実の公表の迅速化(タイムリー・ディスクロージャー態勢)

- ② 社外への情報伝達／漏えいによるインサイダー取引
 - 情報管理の徹底・重要事実の公表の迅速化
(安易な情報伝達の防止、情報伝達範囲・内容の限定等)
 - 守秘義務契約の奨励

- ③ 自社の役職員による他社株のインサイダー取引
 - 社内での職業倫理教育
 - 自社の業務特性から生じるリスクの管理(情報管理、取引管理等)

未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
 - ① 情報伝達範囲・内容の限定
 - ② 情報管理態勢の強化
 - ③ 守秘義務契約締結の奨励
 - ④ 経緯書の内容の充実



IV. インサイダー取引に係る 具体的事例

具体的事例

(i) 業績予想の修正に係る重要事実の認定について

<重要事実の決定時期・決定機関>

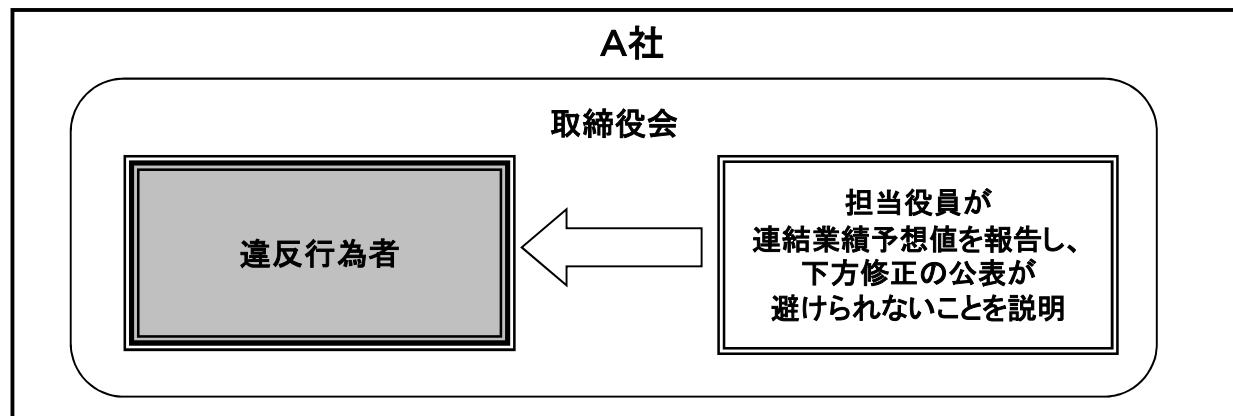
5月25日 A社取締役会において決定

(本取締役会において、業績予想値の大幅な下方修正の公表が避けられない状況になっていることが確認され、業績を下方修正することが了承されている。)

(業績予想値が最終的に確定した日は、7月10日の取締役会であるが、業績予想値の大幅な下方修正について実質的に決定した時期は、上記のとおりである。)

<特色>

業績予想値の修正を重要事実とする内部者取引事案においては、最終的な修正数値までは確定していなくても、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと認められるだけの大幅な業績予想の修正を行うことが決定されれば、重要事実の決定があったと認められる。



ii) いわゆるバスケット条項適用例

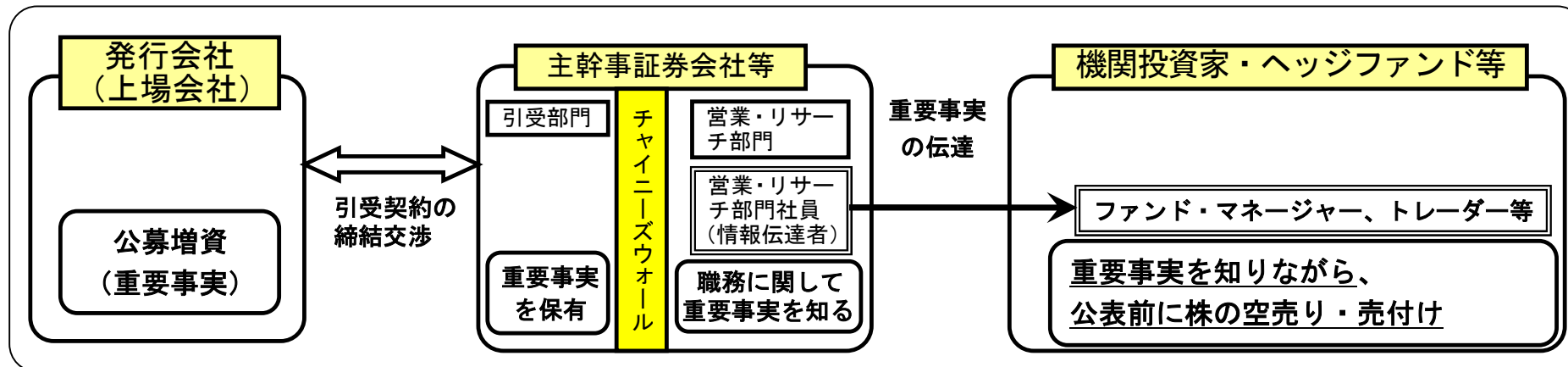
- A製薬会社が製造・販売した新薬を投与された患者が副作用により死亡した重要事実を知った、A社社員、A社の取引先社員(会社関係者)及び医師(情報受領者)が、同重要事実の公表により予想されるA社の株価下落による損失の回避あるいは利益の獲得のため、その公表前に、A社株式を売却あるいは信用取引により売り付けた。
- 副作用発生的事実は、当該新薬の今後の販売に支障を来すのみならず、A社の信用を更に低下させ、今後の業務の展開及び財産状態等に重大な影響を及ぼすことが予想され、「業務に起因する損害の発生」として包摂・評価される面とは異なる別の重要な面を有している事実である(=バスケット条項の適用が有り得る)といえることができる。



Ⅲ) その他(参考事例)

- A社が自己株式の取得を行なう旨の決定をした事実を、配偶者(A社役員)から伝えられ、A社株式を買い付け。
- B社が他社と資本業務提携を行うことを決定した旨の事実を、B社の取引先の役員をしている小学校の同級生から伝えられ、B社株式を買い付け。
- C社が他社の株式の公開買付けを行うことを決定した旨の事実を、知り合いのC社役員から飲食中に伝えられ、C社株式を買い付け。

(参考)「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案



発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 (納付命令日)	課徴金額	〈参考〉 ファンドの 得た利得額	〈参考〉 違反行為の 取引金額
国際石油開発帝石	平成 22 年 7 月 8 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	3 月 21 日 (6 月 27 日)	5 万円	1,455 万円	1 億 124 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	J P モルガン	あすかアセットマネジメント	5 月 29 日 (6 月 26 日)	13 万円	6,051 万円	4 億 6,537 万円
みずほフィナンシャル グループ	平成 22 年 6 月 25 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	5 月 29 日 (6 月 27 日)	8 万円	2,023 万円	1 億 8,418 万円
東京電力	平成 22 年 9 月 29 日	野村證券	ファースト・ニューヨーク証券 個人	6 月 8 日 (審判手続中)	1,468 万円 6 万円	— —	8,051 万円 44 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	大和証券	ジャパン・アドバイザー・合同会社	6 月 29 日 (審判手続終結)	37 万円	1,624 万円	5 億 4,178 万円
エルピー・ダメモリ	平成 23 年 7 月 11 日	野村證券	ジャパン・アドバイザー・合同会社	11 月 2 日 (審判手続中)	12 万円	564 万円	3,041 万円

(注) ジャパン・アドバイザー・合同会社については、監視委は6月29日に取引調査に基づき行政処分勧告を実施。これを受けて、関東財務局は同日同社に対して投資助言・代理業の登録取消しの処分を実施。

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854